

お元気ですか

東京シティ税理士事務所
ニュース
〒163-0437
東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビル37階
TEL.03(3344)3301
FAX.03(3344)9053
E-mail:voice@tokyocity.co.jp

東京シティ税理士事務所ホームページをご活用ください! <http://www.tokyocity.co.jp>

財産の上手な継がせ方

税理士 加藤大輔



近年、相続のトラブルの防止は財産をもつ者の義務であり、そして財産を自由にかつ適切に分けることは財産を持つ者の権利でもあるという考え方が一般的になりつつあります。相続人同士で話し合い、納得の上で解決しなければ何の問題もありませんが、これだと最悪の結果を招きます。それだけに慎重かつ計画的に事前準備をすすめておいた方がよろしいでしょう。

①遺言の作成

争族となってしまう原因はいろいろありますが、その対策として遺言は有効な手段といえます。遺言書で、明確な意志表示をし、紛争のタネを残さないことも、残された家族に対する思いやりというものです。生前に遺言書を作成しておくことにより、自分の思いどおりに財産を受け継がせることができ、争いを避けることもできます。長男に会社を継がせたい、病気の妻に住む家と一定の現金は残してやりたい、

献身的な介護をしてくれた次男の妻に財産を残してやりたい、夫婦間に子供がなく配偶者に全財産を与えたい、というような場合には遺言は有効な手段です。

②円滑な事業承継

次世代への円滑な事業承継を目的に平成20年10月1日より「中小企業における経営の円滑化に関する法律」が施行されます。これは、一定の要件を満たす事業の後継者が、遺留分権利者全員の合意により、生前に贈与を受けた株式を遺留分の対象から除外できるというものです。また、「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設が予定されており、相続した非上場株式については一定の要件を満たした場合に、最大80%の相続税の課税を繰り延べられることになります。事業承継に伴う負担の軽減と相続に伴う株式の分散を防止することが可能になりそうです。

③相続税対策

遺産の額が多ければ多いほど相

続税の負担も高くなります。不動産の購入、空地や駐車場などの有効活用、生命保険への加入、生前贈与、養子縁組の実施などを行い、将来の相続税負担の軽減を図りましょう。

④納税資金対策

円滑な相続、相続税対策が行えたとしても、相続税の納税資金が不足しては元も子もありません。相続税の納税資金を預貯金や有価証券など換金性の高い資産で賄うことが可能であれば問題ありませんが、その保有する財産の大部分を不動産が占める場合などには納税資金についても準備する必要があります。例えば、アパート、マンションなどを生前贈与しておき賃料を納税資金として蓄えておく、納税のための売却用又は物納用の土地を用意しておくなどの方法が考えられます。弊所では、遺言の作成支援や相続税対策のご提案なども承っております。お気軽にご相談下さい。

夏のあいさつ

大きな乱気流経済の狭間で

東京シティ税理士事務所代表の山端康幸です。皆さん、暑中お見舞い申し上げます。

大学で経済を学び始めてからいろいろなことがありました。1971年の1ドル360円の崩壊と変動相場制。1973年のオイルショック。トイレットペーパーや洗剤が手に入らないという時代でした。物価は上がるが給料も上がる。数年で給料は15倍から2倍になりました。1980年代円高不況となるが消費者の立場で1ドル100、120円台を謳歌して、1980年末期にバブル経済時代へ。1ドル80円台ということもありました。海外では日本人が威張っていました。そしてバブル経済崩壊で長期不況。2006年長期不況脱出のバブル再来と思いきや、2007年以降また雲行きが怪しくなりました。過去を思い起こせば、山端は結構経済の乱気流を飛行してきました。と感じる今日この頃です。経済の専門家ではないので大

きな視点で語れませんが、私どもの事務所も蚊帳の外ではありません。物価が爆発しそうな兆候が心配です。消費の萎縮が心配です。所得が増えないのが心配です。

私も東京シティ税理士事務所は、すでに毎年1千件を超えるクライアント様の税務申告、毎年1万件を超える税金相談があります。そのお客様に安定的に税務サービスを提供することが私どもの使命だと思っております。過去を振り返り、経済とは元々不安定なものだと思えば納得がいきます。

今後も、皆様のお役に立つ税務サービスの安定的提供のため、乱気流経済を器用に飛び続けたいと思います。

よろしくお願いたします。

代表税理士 山端康幸



中小企業事業承継円滑化

中小企業の事業承継の円滑化は、事業の継続・発展を通じて地域経済の活力を維持し、我が国経済の基盤である中小企業の雇用を確保するなどの観点から、極めて重要な課題となっています。

このため、事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度の制約への対応を始め、事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が制定されました。

目的は、相続による株式分散を未然に防止して、後継者が経営意欲を減退することなく事業に専念できるようにするためです。

【制度の概要】

1. 民法の特例

一定の要件を満たす後継者が、

遺留分相続人の最低限の取り分権利者全員との合意及び所要の手續を経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可を経ることを前提に、遺留分に関して民法の特例を設け、認定を受けた株式を遺留分の算定基礎財産から除外することや、その株式の評価額をあらかじめ固定することが可能となります。

2. 相続税の課税措置

税制面でこの中小企業の事業承継に関連しては、平成21年度の税制改正で、事業承継を要件に後継者が取得した株式等の80%に対応する相続税の納税猶予制度の創設と、相続税の課税方式を現行の併用方式から遺産取得課税方式に改めることが予定されており、納税猶予制度については、経営承継円滑化法が施行される平成20

税理士 村岡清樹



事業承継する2代目社長に朗報！ 相続税納税を80%猶予する 新税制ができる!!

今まで相続税対策上大きな問題であった中小企業の株式ですが、先日可決された「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ、平成21年度税制改正において「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設され、実務上は平成20年10月1日の同法施行日から適用される見込みです。

この制度は事業承継相続人（注1）が、非上場会社を経営していた被相続人（注2）から、相続等によりその会社の株式等を取得し、経営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数の2/3に達するまでの部分に係る課税

税理士 菊地則夫



中小企業の相続対策が変わる

中小企業株の贈与 （相続時精算課税）

中小企業の株式の贈与で、次の要件に該当する場合には、3,000万円まで贈与税がかからないという相続時精算課税制度の特例があります。平成20年10月1日施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」とセットで運用される税制上の制度です。

①平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に、贈与の年1月1日において60歳以上65歳未満

税理士 樋口裕



の者が、贈与者の直系卑属である推定相続人で贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である者に対して贈与すること
②贈与者が、その会社の代表者であり発行済株式の総数の50%超の株式を有すること
③贈与の年の12月31日において、受贈者がその会社の役員等の地位を有し、贈与の年の翌年3月15日から4年を経過する日において、受贈者がその会社の代表者であり発行済株式の総数の50%超の株式を有すること
なお、この特例を適用した場合

群馬県 高崎市

土田道太 税理士資格者



3月に入社しました土田道太と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

「我がふるさとの自慢」ということで、群馬県高崎市を紹介したいと思います。

群馬県高崎市は、群馬県南西部に位置し、県庁所在地の前橋市及び太田市と並び群馬県を代表する都市で、平成18年には「平成の大合併」により人口が約34万人（平成20年4月1日現在）となり、群馬県で1位となりました。

名産は何といっても「達磨」です。全国シニアの約8割を占めており、「達磨弁当」という駅弁もあります。また、上越・長野新幹線の停車駅となっている高崎駅は、東京への通勤圏内ということもあり、最近では分譲マンション等の建設が活発化しています。

以上、群馬県高崎市について紹介しました。しかし実は、私は高校より栃木の高校へ、大学は東京で...遊び盛りに高崎にいませんでした。同期入所の石井税理士は大学4年間高崎居住でしたので、高崎案内が私より得意となっております。

夜の歓楽街や遊び場情報は石井税理士にお尋ね下さい。

静岡県 沼津市

税理士 石渡芳徳



静岡県沼津市は静岡県、伊豆半島の東の付け根に位置する人口約20万人の地方都市です。

沼津市は、山、川、海があり自然に恵まれています。東海道の宿場町として古くから開けた町です。

交通の便が良く、新幹線の三島駅から「ひかり」で品川まで35分、「こだま」でも東京まで約1時間、横浜まで40分まで到着します。また、東名高速道路の沼津ICがありますので車で移動も便利

です。この様な交通の便の良さや伊豆、箱根、富士山（富士五湖）などに隣接しているため、これらの観光地の玄関口として首都圏から多くの方が訪れます。私も多くの芸能人を見かけて友人とはしゃいだことがありました。

我がふるさと沼津の「一番良いところ」は、二気候が温暖だということ、二人人情が温かいことです。冬に全国で一番暖かい日を記録したことがあります。

皆さんもおいしい山海の「おちそう」とお酒、そして沼津の人情にふれにいらしてください。

でも—— 観光地の通り道で、滞在する人が少ないのが悩みです。

東京都 文京区

フラインシャルプランナー 草刈章雄



今回は、ふるさと自慢という事で、私のふるさとを、紹介させて頂きます。私は、東京の神田三崎町で生まれました。江戸っ子です。

しかしフリー百科事典「ウィキペディア」によると生粋の江戸っ子を、「チャキチャキの江戸っ子」と言うそうです。そして「チャキチャキ」が「く」の「江戸っ子」とは、3代続きの長男のみを言うそうです。私は長男ですが、父は宮城県、母は千葉県出身なので、残念ながら「チャキチャキ」には該当しません。たの「江戸っ子」では、その後一歳の時に文京区白山に移り、現在も親が居住中です。

文京区と言えば文教の町です。東京大学があり、夏目漱石、森鷗外、樋口葉などの文人達が居を構えた町としても有名です。しかし私は、文教の町のいいところを吸収することなく、後楽園遊園地や後楽園球場、東京ドームで遊ぶことや、小石川植物園や東京大学三軒邸池でザリガニ取りが遊びでした。

そんな私ですが、年を重ねた今、お気に入りの場所があります。護国寺です。東京メトロ有楽町線護国寺駅下車徒歩10分にあります。本堂に続く石段や寺のたたずまいは、都心に在ることをしばし忘れさせてくれます。また小石川の、徳川家康の生母お太の方の埋葬されている伝通院もお気に入りの場所です。

自社株に関わる10%減額措置（現行制度）

主な要件

＜対象会社要件＞
発行済株式総額20億円未満の会社
＜軽減対象の上限＞
相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3または評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を80%に大幅拡充

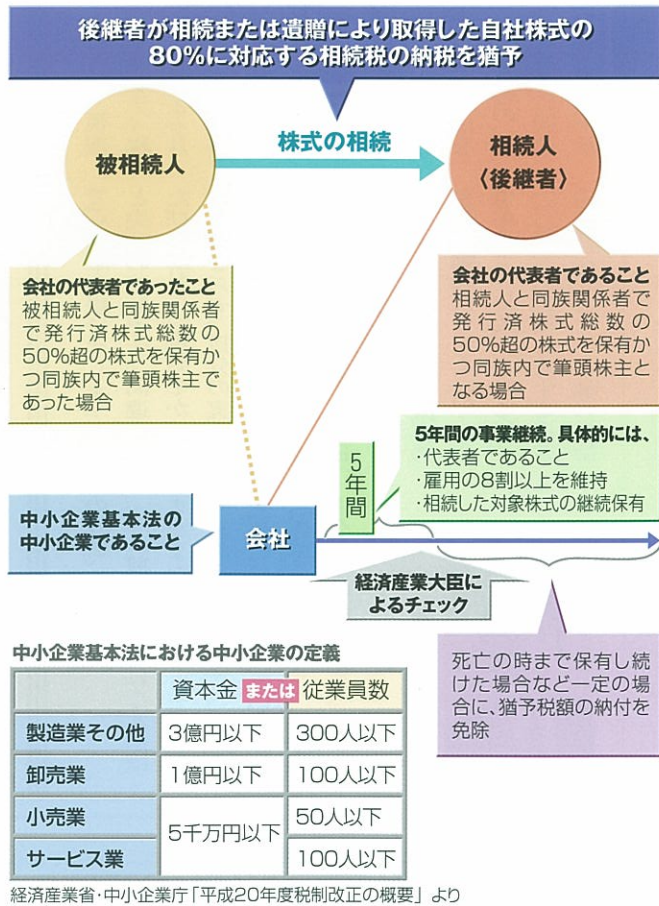
自社株に関わる80%納税猶予（改正案）

主な要件

対象会社は中小企業基本法上の中小企業
※ 株式総額要件は撤廃

軽減対象となる株式の限度額は撤廃
※ 但し、発行済株式総数の2/3以下の限度有り

経済産業省・中小企業庁「平成20年度税制改正の概要」より



不動産の税制優遇は縮小傾向

7月1日にもより1ヶ月早く、平成20年度の路線価が公表されました。首都圏のほとんど路線価が上がりついでに、また、地価が値下がりといわれている実態と少しずれがあるようです。

景気浮揚策の先兵として作られた、不動産優遇税制が縮小に向かっています。



税理士 風巻朋子

●10年超所有の有効利用のための「特定事業用資産の買換えの特例」は、平成20年12月31日までの譲渡で延長は悲観的です。

●「住宅ローン控除」は、平成20年12月31日までに居住した

●「住宅取得等資金の相続時

精算課税制度の特例」も平成21年4月1日以降の贈与については継続が未定です。→
●「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」は、平成21年12月31日までの譲渡となっています。これも継続は未定です。→
→は優遇策が廃止又は増税が予想されるもの。
→は延長の望みのあるもの

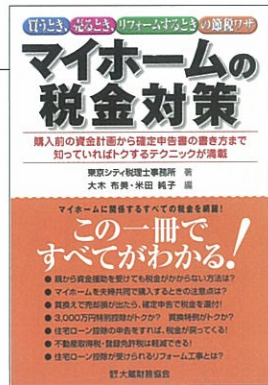
この夏も東京シティの出版本が好評です！

ぜひお読み下さい！

NEW BOOKS

「マイホームの税金対策」発売中！

1月31日に「マイホームの税金対策」が発売されました。マイホームは私たちの生活の基盤となる大切な財産です。しかし、様々な局面で色々な税金が係づてきますので、手続きを忘れてしまうと、本来支払わなくていいはずの税金が発生してしまったり、税金の特例が適用できなくなったりしてしまいます。



マイホームについては、様々な税金の軽減などが設けられていますが、その制度は非常に複雑で分かりにくくなっています。この本はマイホームに係る税金を、購入したとき、新築したとき、買い換えるとき、リフォームしたときの各段階に応じて注意すべきことや、適用できる特例の内容や要件、手続きなどに

ついてわかりやすく説明しています。

マイホームをこれから購入する方はもちろん、住み替えを検討される方にもぜひお読みいただきたい内容です。

税理士 大木布美



FINANCIAL PLANNER

FP

ファイナンシャル・プランニング技能士3級(FP3級) 受験講座のご案内

明治大学リバティアカデミー(10月開講)

たぐいまお茶の水の明治大学でファイナンシャルプランナー3級の受験講座が開講されています。

この講座は東京シティ税理士事務所の税理士が講師をしています。受講生は学生6割、社会人4割です。最近では、社会人になる前にFP知識を取得したいという学生さんや、ステップアップのため学習する社会人が増えています。「お元気ですか」の読者の方で我こそはと思われる方はぜひ受講していただきたいと思います。詳細は下記をご覧ください。

(税理士 村岡清樹)

【受講資格等】

受講資格	どなたでも受講できます 2008年10月7日 開講
受講方法	【お問合せ先】明治大学リバティアカデミー事務局 http://academy.meiji.jp/ 【TEL】03-3296-4423 【FAX】03-3296-4542 【メール】academy@mics.meiji.ac.jp 【TEL問合せ時間】平日10:30-19:00、土曜10:30-15:30 ※お電話、FAX、Eメール、ホームページから事務局へ資料請求してください。
入学金など 初期費用	入会金 3,000円(3年間有効) 明大カード会員、学生割引制度有り
受講料	全15回 一般:32,000円 学生:26,000円(教材費込み)
試験実施日	年3回(毎年9月上旬、1月上旬、5月下旬)

「新人税理士はつらいよ」

みなさんこんにちは。税理士の石井です。東京シティ税理士事務所に入所して4ヶ月が過ぎました。ようやく仕事にも慣れ、最近はお客様の電話相談や来所相談も任せてもらえるようになりました。

で、ご迷惑を掛けてしまったりと失敗の連続です。間違えるたびに、訂正の電話をかけなければならず、自分の実力の足りなさを痛感させられます。ただ、失敗をしても落ち込んでいる暇はありません。毎日覚えなければならぬことが山のようにあります。既存の税法の勉強はもちろんのこと、毎年のように改正される税法への対応、お客様に対する接客の仕方、税金セミナー等の講師

の練習。

一人前の税理士になるにはまだまだ先が長そうです。早くお客様に信頼され、「石井先生に仕事を頼みたい」と指名されるようになりたいです。よろしく願います。

税理士 石井力



編集後記

「原材料高の恩恵」ある経済評論家が言っていました。「省エネ技術が評価される」「代替エネルギー(日本近海にはメタンハイドレートが大量にある)の開発が出来る」「太陽光、風力、水力等自然エネルギーの開発技術」「原子力発電の技術」全て日本の技術が優れているといえます。「原材料高」は逆風では

なく追い風である。ふ～ん?! 真偽のほどは専門家ではないので詳しくわかりませんが、不景気がささやかれる中で考え方がポジティブです。私もこの夏は、難しく考えずポジティブに行こうと思います。編集後記でした。
代表税理士 山端康幸

—東京シティ税理士事務所ニュース—
2008年 夏号 <http://www.tokyocity.co.jp>

〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル37階
TEL.03(3344)3301 FAX.03(3344)9053
E-mail: voice@tokyocity.co.jp